

湛然『金剛錍』の研究

——現代語試訳(3)——

島 村 大 心

I 序 言

現代語訳の提示は解釈の提示でもあるが、『金剛錍』の記述は章句の省略・論理の飛躍が多く、確定的な理解は困難であって、ここに示した訳も一つの解釈に過ぎない。更に妥当な解釈・理解も充分考えられるので、諸賢のご見解の開示を請いたい。(2011・7・15記)*

凡例

- 一 本翻訳は、唐天台沙門湛然述『金剛錍』（大正新脩大蔵経、第46巻、No.1932）を底本とした翻訳研究である。
- 二 本翻訳中、使用される記号は下記の通りである。
 - ① [] 内は筆者の補充（一部、国訳自身が補充しているのも、その記述箇所には言及せず、これによって表示した）。
 - ② (=) は筆者の解釈。
 - ③ () 内は大正蔵の原文であるが、本稿は国訳と池田117以下に多くを依っている。
 - ④ 【 】 内の活字ポイントを下げた箇所は、唐代明曠『金剛錍論私記会本』（新纂大日本統蔵経、第56巻、『私記』と略称）、宋代時挙『金剛錍积文』（新纂大日本統蔵経、第56巻、『积文』と略称）等の注积書における該当箇所の提示を含めた、筆者による解説である。

本稿（本号）では、下記「科段」中の「2(3) 第三節 迷を論し正を顕かにする」から「2(3)①iii 2 第二目 正解を引きとめ偏執を批判する」までを掲載する。

『金剛錍』科段

- 1 第一章 この論の興る縁由を叙す
- 2 第二章 正しく論を立てる
 - 2(1) 第一節 涅槃の義を解説

- 2(1)① 第一款 意を叙べる
- 2(1)② 第二款 涅槃の義を解説する
- 2(1)② i 第一項 意を叙べる
- 2(1)② ii 第二項 經を引用して義を示す
- 2(1)② ii 1 第一目 仏性の進否を示す
- 2(1)② ii 2 第二目 教部の権実を示す
- 2(1)② iii 第三項 野客に対し進否、権実を解説する
- 2(1)② iii 1 第一目 名相について進否を解説する
- 2(1)② iii 2 第二目 説相について権実を解説する
- 2(2) 第二節 立論の趣旨を明かす
- 2(2)① 第一款 立論の趣旨を述べる
- 2(2)② 第二款 立論の意義を明らかにする
- 2(2)③ 第三款 立論の所以を明らかにする
- 2(2)④ 第四款 教の立場で分析する
- 2(2)⑤ 第五款 情と理の立場から事理を判じ無情有仏性の道理を顕かにする
- 2(3) 第三節 迷を諭し正を顕かにする
- 2(3)① 第一款 旧執について違妨を通ず
- 2(3)① i 第一項 簡略に違妨を通ず
- 2(3)① ii 第二項 広く意味内容を解説する
- 2(3)① iii 第三項 法性と仏性についての〈名と体の同異〉を明らかにする
- 2(3)① iii 1 第一目 法性と仏性についての〈名と体の異名〉を明らかにする
- 2(3)① iii 2 第二目 正解を引きとめ偏執を批判する
- 2(3)② 第二款 正解に導き疑滞を決着する
- 2(3)② i 第一項 前を承けて疑迷を記し、野客が疑迷を提示する
- 2(3)② ii 第二項 師の開導
- 2(3)② ii 1 第一目 疑の原因を指示する
- 2(3)② ii 2 第二目 問を設定して疑を諭す
- 2(3)② ii 3 第三目 野客の理解
- 2(3)② ii 4 第四目 野客の理解を驗らべる
- 2(4) 第四節 一家の教行を伝弘する
- 2(4)① 第一款 観道の立場から一家の教行を伝弘する
- 2(4)② 第二款 教義の立場から一家の教行を伝弘する
- 2(4)③ 第三款 理具三千の観点から一家の奥旨を示す

2(5) 第五節 行化の方法

3 第三章 結論として流通を勧める

使用文献および略称一覧

なお、脚注中、下記の略称に添えた数字は当該箇所頁数を示している。

- 池田：池田魯参「荆溪湛然の仏性説」『塩入良道先生追悼論文集 天台思想と東アジア文化の研究』山喜房 1991年12月
- 義解：『金剛錮義解中』南宋善月（1149～1241）新纂大日本統蔵経 第56巻
- 顕性録：『金剛錮顕性録』宋智円（976～1022）新纂大日本統蔵経 第56巻
- 国訳：『金剛錮論』多田厚隆訳 国訳一切経和漢撰述部 諸宗部十四 昭和35年7月初版発行 昭和54年1月改訂発行
- 私記：『金剛錮論私記会本』唐代明曠 新纂大日本統蔵経 第56巻
- 島村 f：島村大心「『釈摩訶衍論』の説く「一行者成正覚＝一切衆生成正覚」の真意」『善通寺教学振興会紀要』第12号 平成18年12月
- 島村 h：島村大心「『釈摩訶衍論』の「無念・正念」「雑乱」「微塵で見ず」の意味内容」『智山学報』第56輯
- 島村 L：島村大心「大乘仏教の発見した真理の内実」印仏研 第53巻1号 平成16年、及びこれを大幅に加筆・改定した拙論「『妄尽還源観』に説かれる海印三昧と真理の内実」『密教学』種智院大学 第45号〔付録〕
- 島村 r：島村大心「如来蔵の意味内容」『豊山教学大会紀要』第35号
- 島村 v：島村大心「中国仏教における非情成仏説の真意について」『密教学』種智院大学 第44号
- 島村 x：島村大心「華嚴『五教章』における「真如随縁」の意味」印仏研 第57巻1号 平成20年、及びこれを大幅に加筆・改定した『善通寺教学振興会紀要』第15号
- 釈文：『金剛錮釈文』宋代時挙 新纂大日本統蔵経 第56巻
- 中村：中村元『仏教語大辞典』東京書籍 昭和56年5月
- 日比：日比宣正『唐代天台学序説—湛然の著作に関する研究—』山喜房佛書林 昭和41年10月・昭和50年7月
- K：菅野博史『法華玄義』下 レグルス文庫 1995年3月
- T：大正新脩大蔵経

II 現代語試訳

〔2(3) 第三節 迷を諭し正を顕かにする〕

〔2(3)① 第一款 旧執について違妨を通ず〕

〔2(3)① i 第一項 簡略に違妨を通ず〕

〔問〕ここで、野客は恭やしく退いて、念をいれて（呉）ひざまづいて（跪）、^{とう} 諍て〔次のように〕曰った。

「波水の譬は、其の理は実にその通り（然）である。私（僕）は曾て〔或る〕人が大智度論を引〔用〕して〔次のように〕云うのを聞いた。「真如が無情の中に在るのを但だ法性と名づけ、有情の内に在るのを方に仏性と名づける」と。〔それなのに〕先生（仁）は何故に〔無情に在る場合にも〕仏性の名を立てるのか」と。

【『釈文』580abの注釈——

〔已に上で波・水の喩の観点から、真如を随縁と合した。〕野客は此れを聞いて、復、前の〈危巖にして退伏しない〉のではなく、是こでは〔上記本文に云うように〕「退いて、念をいれて（呉）ひざまづいて（跪）諍て〔次のように〕曰っている」。「其の理は実にその通り（然）である」と。〔つまり野客は〕〈敢えて〔実相における無情有仏性を〕疑うことなく、信じないのではない〕〔と云っている〕のである。そうとは云え（雖然）、其の所宗〔が説く〕真如には〔個物としての部〕分があつて、両つの部分（派）に為っており、無礙であることが不〔可〕能となっている。此れは正に賢首（＝法藏）・清涼（＝澄観）が妄引〔し（¹）したもの〕に據つて、〔上記本文に次のように記す〕。《『大〔智度〕論』は〈情に在る場合を仏性と名づけ、無情に在る場合を法性と名づける〉としている。〔それなのに〕先生（仁）は何〔故〕に〈無情に在る〔場合にも〕仏性の名を立てるのか〕と》。】

〔答〕私（余）は〔次のように〕曰った。

〔「私は^{みずか} 親ら曾て『大智度論』の文を^{つぶ} 委さに読み細かく檢〔討〕したが、全く（都）此の説は〔見出せ〕なかつた。⁽²⁾ 或いは恐らく謬つて引〔用〕した章疏の言を世〔人〕が共に之を〔そのまま〕伝えたのであろう。況く〔衆生の〕^{ひろ} 為に之〔に関して〕通〔釈〕しよう。此〔のような解釈〕は、つまり（乃）〔法性と仏性なる〕（私記496c）単語（名）に迷つて而も〔その〕意味（義）を知らないのである。〔このようにいう〕法〔性〕とは、〈〔理・真如の立場で言えば（私記496c）、己に仏性があるのに、そのことを自からは、観智の立場では（私記496c）「〔自〕覚していない（不覺）〔事態〕における仏性を、法性（＝真如・実相）と名づけたものであり、仏〔性〕とは、〈己に仏性があるのを、自〕「覚」〔している事態（＝仏・法・衆生の同一が実現している事態、私記496c）における仏性〕を、〔そのように仏性と〕名づけたものであ

る。衆生には本〔来、無明の為にその〕理（＝真如）を覚る智慧がない（不覚之理）ので（雖）、未だ曾て〈自からが〔真如が〕「不覚」〔そのものである〕ということ〉を覚る智がない。故に取り敢えず（且）之（＝真如）を〔法性と仏性とに〕分けて〈衆生がこの〔真如が〕不覚であること〉を覚らせる〔為に説かれたものが、無情有仏性説なのである〕。〔自分が〕不覚であると覚ったならば、不覚が引き続き（猶）不覚〔のままであり続けること〕はなく（豈……耶）、〔その場合には〈不覚のままであり続けること〉の〕反〔対〕に、所覚（＝法性）が能覚（＝仏性）を離れていると謂うことも無くなってしまふ（＝法性・仏性が不二となる）のである」と。

【『釈文』580bの注釈】 —

〔上記本文に〕「汎く〔衆生の〕為に之〔に関して〕通〔釈〕しよう」〔と云うの〕はつまり（乃）〔衆生は〕仏性と法性との名に迷って、仏性と法性との意味（義）を知らないから、今〔ここで〕汎く『涅槃經』（大經）の仏〔性〕を〔〔自〕覚〔している事態〕と名づけ、〔法〔性〕〕を〔〔自〕覚していない（不覚）〔事態〕〕と名づけるという「趣」旨を通じて、復、仏性・法性・真如等の名を会しているの、すべて（並）是れは〈円〔教〕を詮わしている〉のであって、〔これらは〕名は異なるが体は一なのである。〔次のように〕謂うことができる（可）。其れは〈名に迷い義を知らないのであろう〉。〔上記本文にいう〕〈法〔性〕を「不覚」と名づけ⁽⁴⁾とは、つまり（即）「本覚の理なる仏〔性〕」を「覚」と名づける。つまり（即）〔仏性は〕「始覚の智」であり、「智」は「能覚」とされ、〔法性なる〕「理」は「所覚」とされる。そして、此の本覚は誰でも（誰人不）具えており、全ての法（何法不）がそのように（然）あるのである。但、迷情（＝凡夫）が流轉することに由って、〈真はすべて（無……不）俗（＝第二真理命題）〉なのであり、〈円〔教〕を聞いたこと〕を失ってしまい、一向に〔円教〕を覚さないで、筋道（條）の有り方に（然）相い乖いてしまふ。〔かかる理解は〕仏説であるから（由）、此の性は修す可きものであり、仏が若し不説ならば、衆生は不知であるから、一往は之を分けて其れを能覚の智によって（以）、所覚の理を覚さ令めて、最早（既）所覚を覚すことができた（能）なら、能（＝智・仏性）・所（＝理・法性）は相即して「修（＝始覚）・性（＝本覚）は一如」であって、〈已に其の〔己の〕不覚を覚せば、猶お迷を守って不覚である〉ことはないのである（豈）。抑も〈所覚と能覚とが離れる〉と謂うことがあろうか（耶）。苟くも〔両者は〕不離なのだから（為）「不覚即覚」「覚即不覚」なのであって、仏性と法性とが隔異なることはありえない（不可）のである。】

〔2(3)① ii 第二項 広く意味内容を解説する〕

〔問〕〔野〕客は〔次のように〕曰った。

「若しそうであるなら（爾）、〔かかる事態は、行者が悟って〕仏となつてから（至）、方に理解（会）できるのであって、〈凡〔夫の場合〕は〔法性と仏性とが分〕離されている〉のだとしても、どうして（何）間違いであろうか（乖）」と。

【『釈文』580bの注釈——

〔上記本文に云う〕「〔野〕客は〔次のように〕曰った」〔以〕下〔の記述の野客の意〔因〕は〔次の通り〕。〔若しそうであるなら（爾）、〔それは〕直ちに（則）〈仏として翻って覺と為って、〔自からの〕不覺を覺することができること〕であり、仏となつてから（至）、方に理解（會）できるのであって、今は〔未だ〕衆生なる凡〔夫の位に〕在つて〈〔その凡夫の自からの〕不覺は覺を離れている〕〔のだから〕、復、〔法性と仏性とが分〕離されている〔のだとしても〕どうして（何）間違いであろうか（乖）〕と謂っているのである。】

〔答〕私（余）は〔次のように〕曰った。

「汝（子）は仏〔に実現している悟り・真如・実相〕を学ぼうとしているのか。〔それとも〕凡〔夫が認識している迷妄の世界〕を学ぼうとしているのか。〔私がここで説明している事態は、凡夫の迷妄世界のことでなく、仏に実現している悟り・真如・実相の内実なのであって、その〕理においては本〔来、一切は〕無差別（無殊）（＝平等・無相なる空の公理・〈法性と仏性とは無差別〉）なのであるが、凡〔夫〕は〈之（＝法性と仏性）が〔相互に〕異なっている（離）〉と謂っている。故に衆生に〔平等・無相なる空の公理〕を示して、〔無情有仏性説によって、衆生自身が〈法性と仏性の無差別〉を〕不覺であることを覺らせるのである。故に〔かかる己の〕不覺を覺れば〔法性と仏性とは〕自ずと一なる〔真〕如に會〔同〕してしまう。故に〔次のことが〕理解される（知）〕と。覺〔が実現して〕不覺が無くなれば〔一切は平等であるから、①わざわざ法性と区別して〕「仏性」と名づける〔必要〕はなく、不覺のままで「覺」が無ければ、〔凡夫に留まっているのだから、覺者のみに顕現する〕「法性」が成〔立〕することはない。②覺〔が実現して〕「不覺」〔なる事態〕が無くなれば、〔一切は平等となってしまうから、③わざわざ法性と区別された〕「仏性 a 2」〔なるもの〕がどうして（寧）〔成〕立しようか。④是れはつまり（則）〈「仏性」を〔法性と区別しその「仏性 a 2」を〕排除した（無）「法性 a 2」〕〔を説く教説〕であり、小乗（宗）に在るべき（容）〔教説〕である。「法性に即する仏性 A 1」〔を説く教説〕は方に大教と曰うのである。

【『釈文』580bcの注釈——

〔上記本文に云う〕「私（余）は〔次のように〕曰った」〔以〕下は、理によって（以）之（＝野客の主張）を否定（折）して〔次のように言うのである。〕〈汝（子）が通大乘を弘める〉と叫んで（号）、今、是かる見〔解〕を起こすのは、「（子）は仏〔に実現している悟り・真如・実相〕を学ぼうとしているのか、凡〔夫が認識している迷妄の世界〕を学ぼうとしているのか。若し凡〔夫が認識している迷妄の世界〕を学ぼうとしているのなら、ただちに（則）〈不覺（之）は覺を離れている〉と謂う。若し仏〔に実現している悟り・真如・実相〕を学ぼうとしているのなら直ちに（則）仏の知見が衆生の本有〔の覺なる智慧〕を

開いて初心にして直ちに（則）仏眼の智を用いることができる。〔これを〕「本覚なる理」と称し、〔それは〕一切法を照らして、〔全ての衆生・仏が〕同じ「一」となっている「覚体」なのであって、〔衆生と仏とが無差〔別〕となっており、依・正は融混して、此のように、つまり（則）「理（＝真如・実相）と本〔覚〕とが殊なることが無い〔事態〕」なのである。凡〔夫〕の〈不覚（之）は〔覚を〕離れている〉と謂うことは、かかる（爾）〔事態〕である。

〔上記本文に記す〕「故に衆生に〔平等・無相なる空の公理〕を示して」〔以〕下は遠く（疎）前に述べた（前来）「〔衆生自身が〈法性と仏性の無差別〉を〕不覚であることを覚らせる」の句を繰り返して（複）、只、衆生は妄に〈覚は不覚を離れている〉⁽⁵⁾と謂っているから（由……故）、其（＝衆生）を能覚の智によって（以）、其の所覚の理（＝法性と仏性の平等なる空）を覚らせるのである。〔これによって〕最早（既）所覚〔の理〕を全うしたから、能覚によって（為……故）〔上記本文に云うように〕「〔己の〕不覚を覚すれば、〔法性と仏性とは自から一如に会〔同〕してしまう〕のである。若し〔己の〕不覚を全うして覚と為し、本〔覚〕を全うして始〔覚〕為し、性（＝真如・実相）を全うして修を〔完〕成させなければ、つまり（則）決して（何）仏性と名づけることは、〔満〕足されないのである。故に〔上記本文に〕「故に〔次のことが〕理解される（知）。覚〔が実現して〕不覚が無くなれば〔一切は平等であるから、わざわざ法性と区別して〕「仏性」と名づける〔必要〕はない」と云っている。此の句は上〔の記述を〕結〔論〕づけて、「覚は〈即ち仏性の義を確実に覚することである（無不覚）〉」〔と云っている〕。〔続く上記本文の〕「不覚のままに「覚」が無ければ」の下の四句（＝①〔凡夫に留まっているのだから、覚者のみに顕現する〕「法性」が成〔立〕することはない。②覚〔が実現して〕「不覚」〔なる事態〕が無くなれば、〔一切は平等となってしまうから、③わざわざ法性と区別された〕「仏性 a 2」〔なるもの〕がどうして（寧）〔成〕立しようか。④是れはつまり（則）〈「仏性」を〔法性と区別しその〕「仏性 a 2」を〕排除した（無）〔法性 a 2〕」〔を説く教説〕である。）は、仏性と法性との二義が互いに「即」であることを明かしており、方には是れは大教が詮かす所の〈仏性と法性〉の〔意味〕である。

「克体言之名義」なる偏強の法〔性〕は、所覚であり、仏〔性〕は能覚である。そうであれば（然）つまり（則）修を全うして〔初めて〕、性（＝実相）は実現（在）し、始〔覚〕を全うして〔初めて〕本〔覚〕と為り（＝行者に実現し）境外に智が無い〔事態〕⁽⁶⁾を、方に法性と名づけるのだから、〔上記本文に〕「①〔わざわざ法性と区別して仏性と名づける必要はなく、〕不覚のままに「覚」が無ければ、〔凡夫に留まっているのだから、覚者のみに顕現する〕「法性」が成〔立〕することはない」と曰っているのである。性（＝実相）になりきることが（全）修を〔完〕成することであって、本〔覚〕を全うすることが、始〔覚〕が成立（為）することであり、「智外無境」〔なる事態〕を方に仏性と名づけるのだから、〔上記本文に〕「②覚〔が実現して〕「不覚」〔なる事態〕が無くなれば、〔一切は平等となってしまうから、③わざわざ法性と区別された〕「仏性 a 2」〔なるもの〕がどうして（寧）〔成〕立しようか」と曰っているのである。結〔論〕としては〔上記本文に〕「④是れはつまり（則）〈「仏性」を〔法性と区別しその〕「仏性 a 2」を〕排除した（無）〔法性 a 2〕」〔を説く教説〕であり、小乗（宗）に在るべき（容）〔教説〕である」と云っているの

ある。つまり（即）三蔵四〔阿〕舎が、以上（是）の〈〔仏性と法性とを区別した意〕義が有ること〉を容〔認〕しているのである。真諦なる法性は、苦集を滅した後に〔俗諦が〕真〔諦〕に会〔同〕してしまうのである。今、〈無情が有仏性であること〉を立てているのは、思うに（蓋）、大教が詮かにしている所にもとづいて（本）〈不覚を全うして（＝己の不覚がなくなること）覚と為すこと〉であって、つまり（即）〈法性を〔それと区別なき〕仏性と〔理解〕為る〉ことである。故に〔上記本文に〕「法性に即する仏性A1」〔を説く教説〕は方に大教と曰うのである」と曰っているのである。如是に結局（則）法性と仏性とは、〈名は異なるが体は「一」なのであって、すこしでも（苟）此の〈覚・不覚の義〉を理解（了）できたなら直ちに（則）其れについての謬〔見〕を、『大〔智度〕論』に托することによって（以）其の兩派の説を行じて〔相手を〕攻めなくとも〔謬見〕は自ずから壊れるのである。】

故に今や私は、汝（子）に〔次のように〕問う。

「諸経論中に〔見える〕〈法界・實際・実相・真性〉等は、「法性」と同〔様に〕無情の中に在ると為るのか、〔それとも〕真如と同分なるものを兩つ（派）として〔別々のものと〕為るのか。若し〈有情と無情とを別々に分けて、〔無情の仏性が〕真如と同じなのだ〉、と〔いうなら〕、諸教には、〔わざわざ〕「無情の」〈法界及實際〉等〔と記述するもの〕は見られない〔ではないか〕。若し〔そのように〕無情に〔仏性が〕在る〔場合〕を、〈但だ法性とのみ名づけて〔それは〕仏性とはいわない（非）〉とするなら、何故に『華嚴〔経〕』の「須弥山頂偈讚品」に〔次のように〕云うのか。

「一切法を了知すれば、自性としての所有は無い。若し如是に〔理〕解できれば、ただちに（則）盧舎那を見る」⁽⁸⁾と。

どうして（豈）〈諸法には本〔来〕舎那之性（＝仏性）が無い（非……有）〉などと言えようか。又、〔同所に、次のように〕云っている。

「法性は本〔来〕空寂である。〔対象として〕取ることは無く、亦、〔対象として〕見ることも無い。〔自〕性が空なること（＝無自性）はそのままで（即）仏のことである。〔かかる事態は〕思量することはできない（不可得）⁽⁹⁾」と。

又〔同所に〕精進慧〔菩薩〕は〔次のように〕云っている。

「法性は本〔来〕清浄である。〔虚〕空と同じ（如）で相が有ることは無い（＝無相なる空の公理）。……此れには亦、所修が無いが、大牟尼を見ることが出来る（能見）⁽¹⁰⁾」と。

どうして（豈）、〈〔無情に仏〕性が無いとしてしまったら、又、〔所〕修は無いが牟尼を見ることが出来る（能見）〉などと云えようか。又〔同所に〕眞実慧〔菩薩〕は〔次のように〕云っている。

「一切法は無相である。是れがそのまま（則）眞仏の体なのである」⁽¹¹⁾と。

〔この記述は〕もともと（既）〈眞仏の体（＝眞如・法性・仏性）が一切法に在る〉〔という意

味である〕（正確には〈一切法の仏への見え方が真如・法性・仏性である〉と表現すべきである）（以上、大正46, 783a）。汝（子）は之のことを思いなさい（請）。当に、教に迷い、及び仏性の進否に迷っていることから免れるべきである。

【『釈文』581abの注釈——

〈仏性と法性とは、名は異なるが体は同じであって、〔このことを〕決して（無可）疑うことはできない）ことは、その通り（然）であって、經中の円〔教〕が詮らかにしている表現（名）である。〔かかる〕記述（所出）は一〔箇所〕のみではない。法界・實際等の名について、今は、〔經典から〕引〔用〕して之を徴らかにして「一」なる道（揆）に帰せしめようと思う（欲）。汝は〈法性は無情の中に在る〉と執〔著〕しているが、その場合（且）法界等の名を還って法性と同一とするのか、異なるとするのか。若し〔上記本文のように〕〈法界等は真如と同分であるが、〔それを〕兩たつ（派）と為す〉と曰うなら〔法界等は〕〈情と無情とに偏じ〉ており、諸教中には〈無情〔にのみ〕法界・實際等有る〉とする〔記述〕を見ない。汝の所執に縦って、〈無情には但、法性のみが有って、覚悟（＝仏性）が有ることは無く、仏性〔の有〕を云うことはできない（不得）とするなら、汝が所弘なる（乃）華嚴はどうして（何）嘗て〈法性は無情にのみ局在する〉と言っているのか。故に舊華嚴經の四偈を引〔用〕して〔次のように〕云う。

初めに〔引用する〕偈は「一切の言は徧く依正・色心を収めている」と。本性は空であるから、⁽¹²⁾故に所有は無く、如是に〔理〕解できれば直ちに（即）〔毗盧〕舍那（＝真如・実相）を見る〔ことができる〕。必ずや（豈非）諸法（＝有情と無情）には本〔来〕、〔毗盧〕舍那の〔本〕性が有るのである。〔それなのに〕何故に〈無情にのみ但、法性が有って、〔これを〕不覚（＝能覚なる仏性ではない法性）と名づけて、仏性とは名づけないのだ〉と執著するのか。

第二に〔引用する〕偈は「法性は本〔来〕空寂である⁽¹³⁾」と云う。つまり（即）〔法性は〕畢竟空であって、〔生・住・異・滅の〕四性を離れているから、〔この〕四句によって〔法性を個物として〕見ることはできないのであって、つまり（即）是の〔法〕性は空（＝……が無い）であり四句の外をも離れており、⁽¹⁴⁾四句によって〔法性を個物として〕見ることはできないのであり、つまり（即）是の相も空（＝……が無い）なのである。如此、法性は本〔来〕自から〔性と相の〕二が空（＝……が無い）であるから、つまり（即）是れが仏なのである。如此ならば、つまり（則）必ずや（豈非……耶）諸法（＝有情と無情）には本〔来〕覚なる仏としての〔本〕性が有り、〔これを〕法性と名づけているのである。此れと前の偈とは皆、報身の〔仏〕性を結〔論〕づけているのだから、再「度」結〔論〕づけることはしない。

〔第〕三に〔引用する〕偈は精進慧が、「法性本清浄⁽¹⁵⁾」と云うものである。〔これは〕〈法性の体が本来清浄であること〉を謂っており、丁度（猶）〈①虚空のように一切相がなく（離）、もともと（既）本〔来〕無相（＝空の公理）であり、全く（更何）②修さるべきもではなく、〔この事態が〕③牟尼（＝仏性）つまり（即）応身を見ること〉なのである。汝が〈法性を不覚（＝能覚なる仏性ではない法性）と名づけ、〔それは〕専ら無情のみに在り、仏性とは異なる〉と執〔著〕しているのは、何故なのか。今、〈法性は本〔来〕

淨であり無相・無修である）と〔理解した時〕に牟尼を見ることができるのではないのか（耶）。

〔第〕四に〔引用する偈〕は、⁽¹⁷⁾ 眞実慧が「無相」と云うものである。〔これは〕つまり（即）〈法身とは染礙の相を離（=無）⁽¹⁸⁾ れていることである〉から、「無相」と云っているのである。眞仏の体がそのまま（即）法身なのである。法身は遍き処に〔在り〕、〔報・応の〕⁽¹⁹⁾ 二身は常在であり、〔この〕三〔身〕は「一」として融じており、つまり（即）〈始めて暫らく〔一なることを〕離れた事態ではない〉（未始暫離）。若し法身を見れば、必ずや（豈）二〔身〕に乖くことは容〔認〕されないのである。前〔述〕の二身も亦復、如是であるが、文は別〔の視点〕から（從）説いているだけのことである。最早（既）〔このように〕〈眞仏の体は一切法に在ること〉を了〔解〕したのだから、〈情と無情、仏性と法性を異なるもの〉として分けてはならない（不当）のである。汝（子）之のことを思いなさい（請）。そうすれば（仍）教の「進・否」に迷うことによって（以）、之（=無情有仏性）を難詰（責）することは、野客が〈無情〔にある仏性〕を専ら法性と名づける〉と迷うことによって（由）、当に仏性の名を立てられないのだから、今は、実〔教〕に從つて〈法性即仏性なること〉に基づいて（以）、之（=無情有仏性）を申べているのである。つまり（即）前述（前来）の〈『涅槃經』（大經）が説く・実教としての仏性〉が「進」〔なる理解〕であり、若し〈無情の上に仏性の名を立てること〉を認めない（不許）なら、此れがつまり（乃）前来の帶權〔の理解〕であつて、〈仏性の「否」としての理解〉を説いたものなのである。〔湛然の〕意〔図〕は野客に質〔問〕して、〈必ずや「無情有仏性」を信じさせること〉なのである。】

〔2(3)① iii 第三項 法性と仏性についての〈名と体の同異〉を明らかにする〕

〔2(3)① iii 1 第一目 法性と仏性についての〈名と体の異名〉を明らかにする〕

〔異名同体〕以上のように見てくると（故）（池田130）、「真如隨縁」とはそのままで（即）「仏性が隨縁すること」である。「仏〔性〕」の一字はそのままで（即）「法〔性〕」であり、「仏〔性〕」である。故に「法〔性〕」と「仏〔性〕」とは、「真如」（=空の理、私記497a）と〈体が一〉であつて名のみが異っているのである。故に『仏性論』の第一〔卷〕に〔次のように〕云う。

「仏性とは、そのままで（即）人・法の二空によって顕わされる真如のことである⁽²⁰⁾」と。当に知れ。真如はそのままで（即）仏性の異名なのである。『華嚴〔経〕』も又〔次のように〕云っている。

「衆生と非衆生として〔対立的に把握された〕二は、俱に眞実ではない（=俗諦の個物）。如是の〔俗諦の個物の〕諸法の〔自〕性は、実義においては俱に非有である⁽²¹⁾」と。
「衆生と非衆生」と言っているのは、〔有〕情と無情のことである（豈非）。この〔有情と無情の〕二は俱に「隨縁〔真如〕」〔の相Bである（池田130）〕が、両者（並）は皆、〔覺者に実現している事態としては〕「不變〔真如〕 A 1」（=第二眞理命題）でもあるのだ。故に〔有情と無情の二は〕俱に〔自性としては〕非有なのである。所以に法界・實際〔・実相・眞性等で表わ

される事態〕の一切も皆、同じ（然）である。故に〈法性の名が、専ら〔仏性と区別された〕・無情の中の真如〔のみ〕を〔指している〕のではない〉ことが知られるのである。〔それなのに〈法性は無情の中の真如に限定される〉とするのは、〕世人が共〔通〕して、〈法相は名が異っていても体は一なる〔事態である〕こと〉に迷っているからである（以由……故）。

【『釈文』581b-cの注釈——

既に〈法性即是仏性〉を示した。つまり（則）〈仏性が専ら有情のみ〔にあるの〕ではない〉と了解できた筈である。但だ、〈法性即是仏性〉であるのみならず、〈「随縁の真如」 (=現象界の個物) も亦、そのまま（即）「仏性の異名」なのである (=第二真理命題)。彼 (=野客) が〈真如随縁は情と非情とに遍じているが、仏性と法性とは異なりが有る〉と計〔度〕していることを破す為に、今は、之を⁽²²⁾通会するから、〔上記本文に〕〈真如随縁はそのまま（即）仏性随縁であり（第二真理命題）、「仏〔性〕」の一字はそのまま（即）「法〔性〕」であり、「仏〔性〕」である⁽²³⁾〉と云っている。「法即法身」〔が成立するの〕は、〈法身は理 (=真如・実相) 〔の意味〕であり、真如の名のこと〉と理解（会）され、つまり（便）上〔述〕の立宗の〈正因〔仏性〕の体が〔一切法に〕遍じている〉という意味（義）に符〔合〕するからである（以……故）。他宗では但、〈法身が〔一切法に〕遍じている〉ことのみを理解（知）するが、〈真如随縁〕〔の意味〕が、つまり（即）〈法身の体が〔一切法に〕遍じており、法身の体が〔一切法に〕遍じていることはそのまま（即）仏性の体が〔一切法に〕遍じていること〉であることを理解していない（不知）から、記主 (=湛然) は、法〔性〕と仏〔性〕との「性」を（以）、〈真如の名のこと〉と理解（会）して、〔兩者を〕一つの道（轍）として成〔立〕令せているのである。『仏性論』の文の凡ての四巻は、天親の所造であって、「仏性とはつまり（即）人法二空の所顕なる真如である」と言っているから、今〔湛然〕は、〔これを〕引〔用〕して〔「仏性と法性とは〕名が異なるが体は同じ〕と理解（会）している。「人法二空」とはつまり（即）能顕なる観智のことであって、真如・仏性の所顕なる理体 (=実相) のことである。故に結〔論〕の理解（会）として〔湛然は上記に次のように〕云う。「当に知れ。真如はそのまま（即）仏性の異名なのである、と」と。次には〔上記本文に〕〈『華嚴〔経〕』の法性随縁〔を示す記述〕⁽²⁵⁾〉を引〔用〕して、真如を理解（会）して、〔上記本文に〕〔「法性と仏性との〕体は同じ〔事態〕であること⁽²⁶⁾〕を顕かしている。〔上記本文にいう〕「衆生と非衆生」と言っているのは、〔有〕情と無情のことである（豈非）。この〔有情と無情の〕二は俱に「随縁〔真如〕」〔の相Bである〕との記述は、当に⁽²⁷⁾〔こゝかり〕 (=真如) として不変なることであり、若し〈〔真如・実相の〕不変を了〔解〕すれば直ちに（則）〈〔個物として〕随縁している相は自ずと混じてしまう〉から、〈全て（並）は皆、〔真如・実相の理は〕不変であるから、俱に〔俗諦の個物は〕非有である〉と曰っているのである。〔上記本文の〕「所以」〔以〕下は、通例の・上記（前来）に列せられた〈法界・〔実際〕等の名はすべて（並）真如の名と異なっているが、体は同じ〕なのであって、〔それら法界・真如・実際等には〕悉く〈随縁・不変等の義〕が有り、〔これらは〕皆、情と無情とを区別（隔）しないで、法性の名が〈専ら無情の中の真如〔を意味する〕のではない〉と理解（知）

されているのである。これは、世人が〈法相の体は「一」であるが名は異なる〉ことに迷っているから、割真如を〔分〕割して両つの部分（派）と為して、仏性と法性を〔正しい理解から〕^{おぼ} 頷いに乖かせてしまっているのである。】

〔異名の所以〕然し体は同じであるとはいえ（雖）〔その意味内容には（池田130）〕〔多〕少の〔区〕別が無いことはない。①凡そ「性」の語（名）を含む（有）〔言葉〕は、多くの〔場合〕、凡夫に在る・〔真〕理として在るもの（在凡在理、池田130、国訳注81 第二真理命題）を〔指し示す〕。「仏性」「理性」「真性」「蔵性」「実性」等と云う通り（如）である。②「性」の語（名）を含まない〔表現〕は、多く〔の場合〕、凡聖・因果・事理〔等の二項対立等で示される俗諦の個物を含んでそれらが真如・実相であることを表現する場合（＝第二真理命題）〕に用いられる（通）。「法界」及び「実相」⁽²⁸⁾等と云う通り（如）である。③〔また〕「三昧」「陀羅尼」「波羅蜜」等〔の語〕は常に（則）唯だ、〔悟りの〕果〔に言及する場合のみ〕に限られる（在）。〔修〕因（＝衆生）〔に言及する場合にも〕、表現（名）として〔例えば〈一切衆生悉有仏性〉と〕、「仏性」等の語（名）〔を用いる〕^{ゆえん} 所以は、衆生が実〔際〕には未だ〈成仏して〔真〕理を得て、真を証し〔如来〕蔵を開いたこと〉を〔実現してはい〕ないのに、〔覚者にとっては〕煩惱・生死は仏等の〔真理の〕「性」〔として顕現している〕のであるから（以）、〔このことを〕示して、〔衆生を現実に行を〕修習させる〔ために、衆生に〕仏等の「性」〔が有る〕と表現（名）しているのである。こういうことだから（而）諸教の中には諸の〔異〕名が互に〔個物として〕立てられているのである。〔ここはやや難解であるから、以下に『釈文』と『義解』の注釈の和訳を挙げておく。〕

【『釈文』581c-582aの注釈——

上には、諸経論中で、凡そ所詮（＝悟り・真如・実相）を明かしている。法界・〔実相〕等の名は全て（並）〈名は異なるも体は同〔一〕である〉ことを示している。然し同〔一〕の〔体の〕中にも、〔多〕少の〔区〕別はある（不無）。というのは、諸の名に〈〔或るものは〕「性」の表現（名）を含み（有）、〔また或るものは〕「性」の表現（名）を含まない（無）〉から（以由）である。①仏性というような（如）〔性を含む〕五名（＝「仏性」「理性」「真性」「蔵性」「実性」）は多くの場合、凡夫に在る・〔真〕理として在るもの（在凡在理）であって、多くの表現（言）がある為、つまり（乃）偏強従りの説が多く、必ず「少」に対しても亦、通義が有る。②若し「法界」等の〈「性」の表現（名）を含まない（無）〉場合は、多くは〈凡聖・因果・事理〉（＝第二真理命題）に通じる。③思うに（蓋）「陀羅尼」はそのままで（即）「果人」の所得なのであって、「総持なる秘要の法」のことである。「波羅蜜」は、そのままで（即）〈「果人」の所至なる究竟涅槃・彼岸〉のことである。「三昧」等が表現（名）するようなもの（如）は、惟〔測するに〕「果」に局在しており、後に別して《因なる・〔仏性等（＝衆生としての在凡在理）を表現したもの（名）〕が依

摠（由）しているもの》を示している。

〔上記本文に云うように〕衆生は実は未だ〈成仏し、理を得、真を証し、蔵を開いて〉はいないのであって、衆生（其）の煩惱・生死は〔染浄二分依他性の染分なる〕「修悪」〔に過ぎないの〕だが、〔浄分なる性徳（＝真如・実相・仏眼）の観点から云えば〕従無始来、〔衆生はもともと、本〕性（＝浄分なる悟り・真如・実相）を全うしており、而かも〔現実には染分なる煩惱・生死として〕起きる〔とされる〕のだから、今〔ここで〕の〔「仏性」は〕此の「修悪」を指しており、その「性」は「性悪」〔の意味〕であり、〔これを〕示して、〔衆生に〕〈〔仏〕性と称するもの〉を修習せしめるのであるから、「仏性」「理性」等と名付けているのである。

このように、諸教〔に記述される〕諸名として互いに〔別個に〕立てられているものには、前〔述〕の通り（如）①「性」〔の表現〕が有るものと、②「性」〔の表現〕がないものがある。③〔第三の〕果徳の表現（名）は諸教中に在る。

〔このように〕諸の〔異〕名が、互いに〔別個に〕立てられているが、〔それも〕亦、一向なるもの（＝自性あるもの）では無いのである。】

【『義解』562bの注釈――

〔これは、上記本文の①を中心にして説明している。〕

これは又、上〔記本文〕によって（仍……以）、〔仏性・法界・陀羅尼等は〕〈体は同〔一〕であるが名は別である〉と示しているのは、其の意味内容（義）が異なるからである。そうであるから（然）〔「多」少の〔区〕別〔がある〕〕と言っているのである。つまり（則）〈大よその所は同じ〉なのだが、〔意味内容（義）が多少異なる〕訳（所以）は、〔そのことを〕表現（名）すればつまり（則）「有〔仏〕性・無〔仏〕性」の意味（義）であり、つまり（則）〔上記本文にいうように〕〈凡聖・因果・事理）の〔区〕別が有るから、〔上記本文は〕①「凡そ「性」の語（名）含む（有）〔言葉〕は、〔多くの〔場合〕、凡夫に在る〕」等と云っているのである。〔続いて上記本文に〕「〔真〕理として在るもの」（＝在凡在理）と云うのは、一往、義の観点から云えば、「性なる理」（衆生即仏）第二真理命題として仏眼に顕現している本来の理・理即という場合の「理」のことであって、「事なる理」（＝俗諦）として「理」ではない。〔六即の通・局〕としてそのまま（即）之（＝性理）を思え。〔上記本文にいう〕〈仏〔性〕等の五名（＝「仏性」「理性」「真性」「蔵性」「実性）を通じて「性」〕と言っているのは、〔上記本文が自ら〔解〕釈して、「衆生が実〔際〕には未だ〈成仏していないのに〔覚者にとっては〕煩惱・生死は仏等の〔真理の〕「性」〔として〕顕現している〕〕」等と云っていることであることを理解せよ（可知）。〈一実が未だ……していない〉との表現（言）は〔上記本文がその〕下〔に記述する〕「〔真〕理を得て、真を証し〔如来〕蔵を開いたことを〔実現してはい〕ない」〔との記述〕を貫いており、〔これらは〕皆、〈実〔相〕が未〔実現〕のこと〉であるから、〔五名には共〕通して〔「本〕性〕の名がある（得）のである。其れは全て《〔解行の〕結果、行者に顕現する〕証（＝『起信論』の始覚）を当面すてて（乏）直ちに（即）但、〈行者は本来（＝仏眼に実現している事態としては）理性（＝真如・実相）を具えている〕ことのみ（而已）》を謂っているのである。

②③〔上記本〕文で、「実性」とは言っていない〔場合で〕あっても（雖）、亦、〔上記本文に云う〕「煩惱・生死は仏等の〔真理の〕「性」〔として顕現している〕との文によって之（＝「実性を言っていない場合」）を兼ねているのであって、つまり（即）〔その場合も〕「実性」の義〔を表現している〕のである。「〔実性を示している〕とする理由（所以）は〔上記本文の②③は〕修にも〔視点が〕在るから、〔上記本文に〕「〔このことを〕示して、〔衆生を現実に行を〕修習させる」と曰っているのである。余〔の②「性」の語（名）を含まない表現〕は〔上記本文で〕「法界」及び「実相」等と表現（名）されており、〔これらは〕直ちに（即）〈理（＝実相）を詮わす表現（名）〉であるから、〔上記本文では〕「凡聖・因果・事理〔等の二項対立等で示される俗諦の個物をも含んで、それらが真如・実相であることを表現する場合（＝第二真理命題）〕に用いられる（通）」とされている。③〔つづいて上記本文に云う〕「三昧」「陀羅尼」等というようなもの（如）はつまり（則）其（＝〔悟りの〕果）の徳用を彰らかにしているのだから、唯、果のみに於いて在るのである。

こういう訳で（然）此れら〔の表現は〕分別されているが亦、この場合（且）であっても、一往は諸文の中に諸名として互いに〔別個に〕立てられているが、〔それも〕亦、一向（＝自性あるもの）ではないのである。】

『涅槃経』の中では多く〔の場合〕「仏性」〔の語〕に言及している（云）のは、仏は〔実際には〕果〔を得た〕人〔を意味する〕のだが、〔仏眼の観点から〕〈一切衆生には皆、果〔を得た〕人の性（＝仏性）が有ること〉を言おうとするから、只管（偏）〔諸名のうちの〕この〔名（＝仏性）を〕言うのである。世人は〔以上の事情が〕分からない（迷）から〔真如が実現している〕果（＝真如なる果から見れば、法性と仏性とは異名同体である）に従わないで、〈衆生にのみ〔仏性が〕有る〉と云って〔〈無情には仏性は無い〉と云う〕から、〔真如の〕体が〔有情にも無情にも〕遍じていることを失してしまうのである。

〔真如の体が一切に遍ずることを明かす〕又、〈〔真如の体が一切に〕遍じている〉と云うことは、煩惱なる心性〔が真如である・というところ〕の体が〔一切に〕遍じているのであるから（以由）、〔このことは、〕〈〔真如の体なる〕仏性が〔一切に〕遍じていること〉を云っているのである。それ故に〔次のように〕理解できる（知）。

「〈〔真如の体なる〕仏性が〔一切に〕遍じている〉ことを識らないことは、^{まこと}良に〈煩惱の性〔が真如である・と云うところの体が一切に〕遍じていること〉を知らないことが原因（由）なのである」と。

〔従って〕唯、「心」の語（言）が、唯だ、真心〔の語〕のみには限定されない（豈）のである。汝（子）は、加えて（尚）〔真如なる〕煩惱心が〔一切に〕遍じていることを知らない。〔ましてや汝は〕生死なる色（＝現象界）も〔仏眼には真如として顕現しており、その色（＝現象界）が一切に〕遍じていることを知らない（安能了知）。色は、どういう訳で（何以）〔一切

に] 遍じているのか〔たとえば〕、〔悟り・真如・実相においては〕色はそのままで（即）心であるからである。

【『釈文』582abの注釈——

こういう訳で（然）、大総相の法門の体（＝悟り・真如・実相）には本〔来〕高下が無いのであって、『涅槃經』中では偏えに、「性」字の上の一つの「仏」の字を加えている（「仏性」）ことは、〈衆生が覺に背いて塵（＝俗諦なる個物）と合している〉のだから（由）、それゆえ（是以）特に此の名（＝仏性）を唱えて、果の〔立場〕から（寄）、因（＝衆生のあり方）を立てて、〔上記本文に〕「一切衆生には皆、果〔を得た〕人の性（＝仏性）が有り、〔衆生と果人（＝仏）とは無二無別である〕」と言っているのである。其（＝行者）は「迷を改め悟りに向い、因（＝迷）従り果（＝悟り）に至って仏を受用した〔事態に〕同〔化〕しようとする（欲）から、偏えに之（＝「衆生と果人（＝仏）とは無二無別であること」＝第二真理命題）を言って、此の果上では依・正が〔一体となって〕融通していて、〔かかる事態は〕全て（並）、〈衆生は理（＝悟り・真如・実相）を本〔来〕具足していること〉（＝第二真理命題）に依拠（由）しているのであるが、世人は此（＝「衆生と果人（＝仏）は無二無別であること」）に迷って、〈果上なる依・正融通の義〉に従わずに、但、「有情なる衆生は有仏性であるが、無情は無仏性である」と云うのである。若し〈果上なる依・正は融通しており、因なる「衆生」心も〔悟り・真如・実相を〕本具している〉と知れば、決して（豈……耶）、情と無情とを〔区〕別して、〈〔悟り・真如・実相の〕体（＝仏性）が〔一切法に〕遍じているとの〔趣〕旨を〔見〕失ってしまうこと〉はないのである。又、「遍じている」と云うことは、〔上記本文の〕下〔の記述〕で、經〔が述べる〕遍の義の観点によって（以）其の〔仏性が無情にないとの〕疑を斥けており、〔このように仏性が〕「遍じている」所以は良とに〈衆生の煩惱なる心性としての体（＝悟り・真如・実相）が〔一切法に〕遍じていること〉に依拠（由）して、〈仏性は〔一切法に〕遍じている〉と云っているから、上〔記本文に〕「衆生の仏性は猶ほ虚空の如し」と云うのである。〔又〕、〈〔行者は〕無始以来、〔仏〕性を全うしているのに、修〔行〕を起こす〉のだから（由）、煩惱〔を持つ凡夫〕の仲間（儔）と名づけているのである。つまり（即）生時には〔既に〕此の種（＝行者）は純〔淨〕（＝真如・実相）なのであるが、〔そこに無明が用らくと〕変じて〔行者として〕修〔行〕を為す者〔として顕現する〕のである。是故、今は（今来）、修を指し示せば直ちに（即）〔それが〕〔仏〕性なのである。〔つまり〕一切衆生には此の〔仏〕性が有るのだから、此〔の事態〕は〈如来の種性は元〔来、一切に〕遍じている〉こと〔を意味しており、これを〕、「仏性の遍」と名づけているのである。故に〔次のことが〕理解（知）される。〈〔仏性の遍を識らざること〕とは、良とに〈偏って清淨真如を指している〉のであって、〈煩惱の〔本〕性（＝仏性）が〔一切法に〕遍じていることが、そのまま（即）仏性が〔一切法〕に遍じていること〉（＝第二真理命題）であることを知らないことに〔起〕因している」と。〔つまり〕所謂「唯心」とは、正に「唯煩惱心」のことなのである。〔〈仏性の遍を識らざること〕は〕但、〈仏性の体が〔一切法に〕遍じていること〉を識らないのみならず、亦、「唯（惟）心」〔とは「唯煩惱心」〕のこの義をも失っているのだから

ら、観を用いて亦、〈直〔接的〕に真心（＝仏心・煩惱心）を觀ぜせしめねばならない〉のである。汝（子）は尚、〈煩惱心（＝仏心）が〔一切法に〕遍じていることを知らない〉のだから、決して〈生死なる色（＝現象界・真如）が〔一切法に〕遍じていること〉（＝第二真理命題）を知らない（安知）のである。「色（＝現象界）即心（＝真如）」であるから（由故）依・正は一如であり、同じく一念に居しているのである。所以に衆生の正因〔仏性〕の体（＝真如・実相）は〔一切法に〕遍じているのである。四明〔知礼〕は之を悟って（得）直ちに（則）「若し諸色は即心なるを信是場、直ちに（則）〈無情に仏性の義が有ること〉が成〔立〕するのである」⁽³¹⁾と曰っている。生死なる色とは、つまり（即）〔凡夫の〕分段と〔菩薩の〕變易の色のことであるから、〈生死〉と云っているのであって、若し約十界の観点から云えば、つまり（則）九界の色に屬し、無明が未尽であるから（由故）〈生死〉と云っている。故に吾が祖は「寂五住・滅二死」⁽³²⁾と云っているのである。】

なぜかと云えば（何者）、依報は共〔業〕⁽³³⁾によって造られ、正報は〔個〕別〔の業〕によって造られるからである。〔その場合〕どうして（豈）、《〈共〔業〕によって造られる依報が一切に〕遍じていること〉を信じて、〈〔個〕別〔の業〕によって造られる正報なる色が一切に〕遍じていること〉を、信じないのか。〔実際の所〕能造〔の心〕も所造〔の色〕も、もともと（既）「唯だ心のみ」なのであり〔その心は一切に遍じている（＝一切は心そのもの）の〕のであって、〔かかる〕心の体は〔特定の〕方所に限定されていない（不可局）からである。所以に十方の仏土には皆、衆生の理性（＝仏性）の心種が有り、〔仏〕性を〔虚〕空に喩えて、具しく涅槃の十（一十）の「復た次に」〔の記述〕として〔前述した〕通り（如）である。

【真如の名と体に迷う場合の過失】故に〔次のように〕理解される（知）。

〈大小の教門〔に記述される仏性の〕名と体との同異を曉らかにしないことは、此れは釈教を学ぶ者の大患である〉と。

故に舍利弗（身子）は〔名と体との同異を曉らかにしてから〕次のように云う。

「我等は同じく法性に入った」⁽³⁴⁾と。及び亦、「解脱を得た」⁽³⁵⁾等と。

【『釈文』582abの注釈――

此に至って徴が起るから（以）、上文の「色が〔一切法に〕遍じている」ことを〔解〕釈して、「即心の義」を融じて、〈色はどうして（何以）〔一切法に〕遍じているのか〉は、良とに依〔報〕は之れ正〔報〕と竝んで、隨縁変造するのだから（由……事）山河・国土のような依報なのである。五陰としての色質が正報なのである。同業（＝共業）の所感なる砂礫・荊棘は共造である。異業の所感なる巨細なる殊なっている形は別造である。造とはいえ（雖）共と別とはもともと（既）同じく一源から出ているのであって、二とすればそのまま（則）俱に二であり、一とすればそのまま（則）俱に一なのである。此の二相は「即心」として〔一切法に〕遍じているのだから、色も亦、〔一切法に〕遍じているのであって、〔上記本文の

云う）〈どうして（豈）、共〔業〕の遍を信じて信別〔業〕の遍を信じないのか〉とは、野客の辞を斥けているのではなく、〔その〕意〔因〕は、有情なる別造の正報と、無情なる共造の依報とがすべて（並）全体が随縁・変造して随縁中に有り、「造」が〈能所・心色の異〉を分けているだけ（耳）のことを謂っているのである。今〔ここで〕、色が〔一切法に〕遍じていることを明かして正しく論ずれば、平等なる法体は〈色心不二であり、妙境が〔一切法に〕遍じている〉ことを顕かしている。〔上記本文の云う〕若し〈随縁なる色体の〔本〕性が元〔来、一切法に〕遍じていること〉を信じるなら、《どうして（豈）〈随縁なる心体〔も一切法に遍じていること〕〉を信じないことが有るのか》という此の〔記〕述の意〔味〕は、此の依〔報〕と正〔報〕とは、随縁・辺造として〔一応は〕能〔造の心〕と所〔造の色〕とに分かつとはいえ（雖）、もともと（既）皆、「唯（惟）心」としての心体が〔一切法に〕遍じているのだから、横には布きつめられ（巨）豎には窮まり至（詎）っているのであって、方所によって之を限定（局）し〔特定のものにおける、その〕有無を分かつことはできないのである（耶）。世人は遮那（＝仏性）を陰質（＝身心・有情）の内に限定（局）するが、つまり（則）方所が有るとするのであるが、〈十方の仏土には皆、衆生の理性なる心種が有る〉のだから（所以）、此の〔心体が一切法に遍じていることが成立するのである〕。所謂の理性なる心種とは、「本有の〔煩惱道・業道・苦道の〕三道」のことであって、修を指す。「即性即三仏性」は、未だ曾て発心・加行しない〔事態〕に由って、理性と名づけているのである。「種」とは、能生の意味（為義）であって、煩惱の仲間（儔）であり、「如来種」はそのま（即）「本有の三種の三理（＝縁・了・正）因仏性」が元〔来、一切法に〕遍じていること」で、今は、心体が一切の依・正を生みだすことができる（能生）ことであるから、經に〔次のように〕云っている。「衆生の仏性は非内非外であって、猶お虚空に罣礙が有ること無きが如し」と。以性喩空具如『涅槃〔經〕』の「一十の復次」は元〔来〕の仏性に帰って、邪を斥けて正を顕かして、亦、寄せて世人及野客を斥ける所以である。〔上記本文の〕〈故に〔次のように〕理解される（知）〉〔以〕下は〈大小の教門〔に記述される仏性の〕名と体との同異〕によって結〔論〕として之を批判（責）する。大小教門には〈名が同じで、体が異なる〉ものと、〈名が異なり体が同じ〉である・〈法性・解脱〉等のようなもの（如）が〔あり〕、大小〔教門〕の〈名が同じで、其の体が永〔遠に〕異なるもの〉は大教の〔説く〕仏性・真如等のようなもの（如）であって、其の名は異なるとはいえ（雖）、其の体はそのまま（乃）同じとして釈教を学ぶ者は苟くも此の〔事態の理解に〕達していないのであって、是れは大患であるから、『法華〔經〕』等を引いて〈証我等同入法性乃真諦法性〉は其の名は同じであるとはいえ（雖）、其の意味（義）は直ちに（則）異なっているのであって、解脱についても亦、同じ（然）である。】

〔2(3)①iii 2 第二目 正解を引きとめ偏執を批判する〕

汝（子）は、初めは私（余）が〔述べる〕義旨が理解できなかった（不達）ので、之（＝無情有性）を聞いて（以上、大正46, 783b）驚駭したが、〔今や既に〕汝（子）の為に〔詳細を〕申べ已えた。理は合して釈然となったであろう。故に〔次のように〕知られる。

世人が我〔本有の－国訳108〕遮那（＝仏性）を唯だ、陰質（＝身心・有情）の内のみに^{かき}局つて、そして直ちに〈諸法〔には仏性はない、と云う場合の諸法とは〕無情のことである〉と云うなら、つまり（則）〔次の〕、二種の・外道にも及ばぬ（不如－池田131）〔点が〕有る。

外道は尚お〔次の二点を〕云う。

- ①「アートマン（我）は大なるものであって、色〔身〕は小なるものであり、アートマン（我）は虚空に遍じている」と。
- ②又、外道は猶お「〔一切は常住なる－国訳108〕衆塵の所成である」と計〔度〕するが、〔外道も〕亦、直ちには「無情は〔無仏性〕なるのみ（而已）」とは云わない。

又〔次の〕二種の・小乗にも及ばぬ（不如）〔点が〕有る。小乗は尚お〔次のように〕云う。

- ①「猶お〔有情は〕業の力によって〔三界を〕造り、造ることは三界に遍ずる」と。

又小乗は、猶お諸法の無常を知っており、亦、

- ②直ちには〈無情だけ（而已）は〔無仏性〕である〉とは云わない。

又、〔次の〕二種の・共乗（＝三乗に共通する通教の教え）にも及ばぬ（不如）〔点が〕有る。

共乗は尚お〔次のように〕知っている。

- ①〈造〔作－池田132〕する心は幻化〉であり、〈〔造作する〕幻〔化としての心は〕三界に遍ずる〉と。
- ②又、〈諸法の体性はそのまま（即）真である〉こと、を知っている。

若しくは、次第乗（＝別教－池田132）は〔次第に中道を成就する様子を説くが－池田132〕^{ことさら}故に推し量るにも及ばない（非所擬）。

注

* 本稿は、故鳥村大心氏のご遺稿を最大限に尊重しつつ本紀要の体裁に合わせて掲載するものである。本紀要への本稿掲載の経緯については、『法華文化研究』第45号（2019年）21頁、〔編集者による序文〕を参照されたい。

- (1) 典拠は未調査。
- (2) 池田注44に貴重な探査がある。池田は『大乘起信論義記』の「論云。衆生数中名為仏性。非衆生数中名為法性」T44, p.247.3-13~14に比定できる記述として『大智度論』の次の記述を指摘する。①「法性者法名涅槃。不可壊不可戲論。法性名為本分種。如黃石中有金性白石中有銀性。如是一切世間法中皆有涅槃性」T25, p.298.2-23~25、②「一切諸法性有二種。一者総性。二者別性。総性者。無常苦空無我無生無滅無來無去無入無出等。別性者。如火熱性水濕性心為識性」T25, p.292.2-29 ~ p.292.3-3である。然し、〈法性と仏性とを分ける記述は認められない〉とする。
- (3) この仏性は、『涅槃經』に説く「仏性」の二義（①成仏可能性、②真如の同義語－鳥村 v83以下参照）の内の第二の意味。
- (4) ここは難解である。『義解』561aはこの「法〔性〕を不覺と名づく」の意味として次の三義を挙げる。①性（＝真如・実相）従りすれば、直ちに（則）〈理としては、能所はなく（非）、体としては覺知を絶して

- る)から、「不覚」(＝分別が無い)と名づける。②迷従りすれば、つまり(即)文の謂う所は衆生は「覚を本有」していても(雖)、[現実には、かかる事態を]「不覚のままである」という理のことである。③修奪である。蓋し、「法〔性〕は即真如の性」であり、「仏〔性〕は覚智を修すること」[によって実現するもの]である。修によって(以)性(＝仏性本有を無知であること)を奪っているから、一往〔ここで未修の本有の法性は〕不覚の名を得てはいるけれども、二を皆、覚と名づけることは不可であるから、仏〔性〕を覚と名づけ、これ(上)に反して、[次のように]知る可きであり、[上記本文に]「故に取り敢えず(且)之(＝真如)を〔法性と仏性とに〕分けて」の意〔味〕は、〈衆生をして能覚の智によって(以)不覚の理を覚ら令める〉[ということである]。[上記本文に云うように]最早(既)〈不覚を覚しておれば、直ちに(則)不覚は全覚なのであって、此の不覚が猶お迷を守って而不覚であり〔続けることは〕ない(豈)。抑も〈所覚と能覚とが離れる〉と謂うことがあろうか(耶)。
- (5) 真如・実相においては、一切は平等であるから、覚と不覚も平等となっている(＝平等なる空の公理)。
- (6) 境(＝法性・真如・実相)と智(＝仏性)とが一体であること。
- (7) 正確な表現としては、苦集と法性とが一体となること。
- (8) 「了知一切法 自性無所有 如是解法性 則見盧舍那」『華嚴經』T10, p.821-6~7。
- (9) 「法性本空寂 無取亦無見 性空即是仏 不可得思量 若知一切法 体性皆如是」『華嚴經』T10, p.81.3-15~16。
- (10) 「法性本清淨 如空無有相 一切無能説 智者如是觀 遠離於法想 不樂一切法 此亦無所修 能見大牟尼」『華嚴經』T10, p.82.2-29~ p.82.3-3。
- (11) 「一切法無相 是則仏真体 若能如是觀 諸法甚深義 則見一切仏 法身真実相」『華嚴經』T10, p.83.2-1。『私記』497aは、この意味は〈法〔性〕と仏〔性〕とは同一(無両途)であること〉としている。これは島村vに詳述した・『涅槃經』における「仏性」の二義(＝①成仏可能性、②真如)のうちの後者の意味である。
- (12) 「一切衆生語言處 於中畢竟無所得 了知名相皆分別 明解諸法悉無我 如衆生性本寂滅 如是了知一切法 三世所撰無有余 刹及諸業皆平等」『華嚴經』T10, p.135.2か?
- (13) 「觀察於諸法 自性無所有 如其生滅相 但是假名説 一切法無生 一切法無滅 若能如是解 諸仏常現前 法性本空寂 無取亦無見 性空即是仏 不可得思量 若知一切法 体性皆如是」『華嚴經』T10, p.81.3。
- (14) 空は無相(＝公理)であるから、存在領域を持たない(＝第九定理)ので、〈四句の内・外〉として規定される領域にも存在しない(＝離)。
- (15) 「諸仏所開示 一切分別法 是悉不可得 彼性清淨故 法性本清淨 ①如空無有相 一切無能説 智者如是觀 遠離於法想 不樂一切法 ②此亦無所修 ③能見大牟尼」『華嚴經』T10, p.82.2~ p.82.3。
- (16) 悟り・真如・実相は常恒であって、修によって新たに生ずるものではない。『起信論』の「本覚A1」と同じ。これに対して、〈修によって行者に初めて実現する覚a2なる事態〉を、『起信論』は「始覚」と名づける。
- (17) 「一切法無相 是則仏真体 若能如是觀 諸法甚深義 則見一切仏 法身真実相」『華嚴經』T10, p.83.2。
- (18) この表現は、誤解されやすい。正確には〈法身・実相〉とは、〈染礙がそのまま覚者に淨として顕現している事〉、より正確には〈染礙の相も淨の相も無い〉無相・空なる事態である。
- (19) 報・応の二身は、真俗双運であるから、俗の側面は生滅の世界に属するが、真の側面は常住であるとの意味であらう。
- (20) 「仏性者。即是人法二空所顯真如」『仏性論』T31, p.787.2-4~5。
- (21) 「衆生非衆生 二俱無真実 如是諸法性 実義俱非有」『華嚴經』T10, p.101.2-7~8。『私記』497aは、この意味を〈〔有〕情と無情はそのまま(即)法界のこと〉とし、〈仏性・法性〉等の異名は、体は無二

であること〉とする。

- (22) 〈仏性が専ら有情のみ〔にあるの〕ではない〉こと。
- (23) 筆者の理解は、前述の通り、この「仏性が随縁すること」は〈染淨二分依他性・如来藏の染分が随縁すること〉であるが、ここの記述は、インド仏教とは矛盾する〈真如A 1が随縁する〉との意味である印象が強い。これを正確に分析・確定するのは、今後の研究者の課題である。若しかかる理解が成立するなら、『釈文』が成立した宋代には、智顛が理解していたインド仏教の理解が失われていたことになろう。尚、湛然による上記本文の記述については、筆者の理解と同じと理解することは可能と思われる。
- (24) 「仏性者。即是人法二空所顯真如。由真如故。無能罵所罵。通達此理。離虛妄執」『仏性論』T31, p.787.2。
- (25) 上記本文の「〔有情と無情の〕二は俱に「随縁〔真如〕」〔の相Bである〕」との記述。
- (26) 上記本文の「名が異っていても体は一なる〔事態〕」との記述。
- (27) この記述は〈真如に随縁なる用らきを認めている〉との印象が極めて強い。
- (28) これらは各種經典では、次の〈悟り・真如・実相〉等の果についての記述にも用いられている。
- (29) 『摩訶止観』大正46, p.10bc 独特の〈凡夫～仏〉の悟りの階梯で、①理即②名字即③觀行即④相似即⑤分真即⑥究竟即のこと。
- (30) 『私記』497bは〈悟り・真如・実相が実現した人（果人）には、依正不二なる事態（性）が有る〉と記す。
- (31) 「又上人堅抱金錚心具三千。談無情仏性者蓋由彼文正顯仏性遍義。以仏約有情說故。多明色即於心。故知。若信諸色即心。則成無情有於仏性義也」『四明十義書』T46, p.837.2。
- (32) 「寂滅道場者。寂五住煩惱滅。二種生死。見惑一住。思惑分三。塵沙合 無明為一住。同居士分段生死。方便実報 士變易生死」『仏祖統紀』T49, p.149.1。
- (33) 唯識説によれば、〈衆生に共通の環境世界（＝依報）は衆生に共通の業によって造られる〉とされる。
- (34) 「我常独処山林樹下。若坐若行。每作是念。我等同入法性」『法華經』T9, p.10.3-5-6。
- (35) 「而今從仏聞所未聞未曾有法。斷諸疑悔。身意泰然快得安隱。今日乃知真是仏子。從仏口生從法化生。得仏法分」『法華經』T9, p.10.3-11-14。